

福山市おでかけ乗車券作成及び封入封緘等業務
入 札 説 明 書

2025年（令和7年）4月28日

福山市保健福祉局

長寿社会応援部高齢者支援課

第1章 業務に関する事項

1 主催者

福山市

2 担当課

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎3階）

TEL (084) 928-1064（直通）

FAX (084) 928-7811

E-Mail koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 調達の内容

(1) 件名 福山市おでかけ乗車券作成及び封入封緘等業務

(2) 概要

福山市おでかけ乗車券等作成（データ渡しによる帳票印字含む。）、封入封緘及び福山市おでかけ乗車券申請書受付データ作成業務を委託するものとする。

本業務内容の詳細要件は「入札仕様書」等の別紙資料を参照すること。

(3) 履行期間 契約締結日から2025年（令和7年）10月31日まで

4 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した納税通知書等の作成及び機械処理による封入封緘業務であって、その作成枚数が50,000枚以上であるものについて、過去10年間の間に当該業務を完了した実績がある者であること。

(7) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者であること。

5 本業務に当たっての制約事項

(1) 秘密の保持

本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。また、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(3) 施設への入退室

導入作業等のため、本市の施設等に出入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

(4) 成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続を行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(5) 再委託の制限

受注者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合、又は地域企業育成のために委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本市に届け出て、本市の承認を得ること。また、再委託を受けた者に対しても、契約条項を遵守させ、再委託先からさらに他の第三者に委託させてはならない。

(6) 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり、入札説明書及び入札仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

6 契約及び支払条件

(1) 契約の締結

ア 契約書へ記載のない内容については、落札者と別途協議の上で決定し、契約を締結する。

なお、本市仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は本市仕様書の要件に従わなければならない。

イ 契約条項については、別添契約書（案）のとおり

ウ 落札者は、本市が定める日（落札者決定から5日以内）までに契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取消す。

(2) 契約保証金

免除（福山市契約規則第6条第1項第5号）

第2章 入札手続に関する事項

1 日程

入札手続に関する日程は次のとおりとする。

手 続	期 日
1 入札参加資格審査申請受付期間	2025年（令和7年）4月28日（月）から 2025年（令和7年）5月14日（水）午後5時まで
2 入札説明書等に関する質問受付期間	2025年（令和7年）4月28日（月）から 2025年（令和7年）5月2日（金）午後5時まで
3 入札説明書等に関する質問への回答	2025年（令和7年）5月8日（木）
4 入札辞退届の提出期限	2025年（令和7年）5月15日（木）午後5時まで
5 入札及び開札	2025年（令和7年）5月16日（金）午後3時
6 入札参加資格の認定及び落札決定	2025年（令和7年）5月19日（月）

2 入札説明書等の交付

本入札の説明資料及び申請手続様式として、次の書類を福山市ホームページに掲載し交付する。

(1) 説明資料

- ア 入札説明書（本書）
- イ 入札仕様書

(2) 入札参加資格審査申請の手続様式

- ア 入札参加資格審査申請書（様式1号）
- イ 受付票（様式2号）
- ウ 使用印鑑届（様式3号）
代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。
※委任状（様式4号）の提出があり、その使用印を使用する場合は、提出不要。
- エ 委任状（様式4号）
代表者から支店長等に対する委任事項を証したものの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。
- オ 担当者届（様式5号）
本入札に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。
- カ 誓約書（様式6号）
- キ 申立書（様式7号）
市外業者で本市における課税のない者は提出すること。
- ケ 業務実績報告書（様式8号）
「第1章 4（6）」で示した導入実績を記載したもの。
※契約書の写しを提出すること。ただし、福山市発注の実績の場合は添付を省略できる。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

- ア 質問書（様式9号）
- イ 入札辞退届（様式10号）
- ウ 委任状（入札用）（様式11号）
- エ 入札書（様式12号）

3 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出先

第1章の「2 担当課」とする。

(2) 申請期間、提出方法

ア 2025年(令和7年)4月28日(月)から5月14日(水)の間(ただし、市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 上記提出先へ原則直接持参すること。郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便で期限内に必着とする。

ウ 提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることはできないものとする。

(3) 提出書類

入札参加資格審査申請に必要な書類は次に掲げる書類とする。

ア 2(2)に示す申請書類一式。使用印鑑届(様式3号)、委任状(様式4号)、申立書(様式7号)は必要な者のみ提出すること。

イ 印鑑証明書

実印であることを証明するもの。

ウ 市税の完納証明書

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書(様式7号)を提出すること。

エ 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの。

オ プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)を証する書類

※入札参加資格審査申請書類提出の日から契約終了日まで有効なものとする。

カ 商業・法人登記簿謄本

※イ、ウ、エ及びカについては、入札参加資格審査申請書提出の日から3か月前の日以降に発行されたものとする。また、ウ、エ、オ及びカについては写しでも可とする。

4 入札参加資格の審査時期

入札参加資格は、入札実施後に、最低の価格をもって申込みを行った者について審査を行い、落札決定を行う。なお、最低の価格をもって申込みを行った者の入札が当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。

5 入札説明書等に関する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問は、質問書(様式9号)により、電子メールで提出すること。
提出先メールアドレス: koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 受付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から5月2日(金)午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、2025年（令和7年）5月8日（木）までに福山市ホームページに掲載する。

6 入札及び開札手続き

(1) 入札日時及び場所

入札日時は、2025年（令和7年）5月16日（金）午後3時。

場所は、福山市役所本庁舎 本庁3階 多目的室とする。

なお、入札書の提出は直接持参によるものとし、郵便、信書、ファクシミリ等による受付は行わない。

(2) 開札

入札後直ちに開札する。

(3) 入札書の作成

ア 入札書の作成

入札書は所定の様式（様式12号）を使用し、次の内容に従い記載すること。

イ 入札書の記載項目

(ア) 年月日

入札書の提出年月日とする。

(イ) 金額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額とすること。

(ウ) 入札者住所、商号、代表者及び押印

a 本人の場合

申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに様式1と同じ印とする。

なお、使用印鑑届（様式3号）の提出がある場合には、この印とすること。

b 代理人の場合

入札参加資格審査申請において代理人を選任している場合は、代理人の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

なお、使用印鑑届（様式3号）の提出がある場合には、この印とすること。

c 復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状（様式11号）を提出し、復代理人の名前並びに復代理人印とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札（再入札も含む。）は無効とする。

ア 参加資格のない者が入札したとき。

イ 同一の入札者が2つ以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の代理を兼ね、2者以上を代理して入札したとき。

エ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

- オ 入札書に記名押印がなかったとき。
- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- キ 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- ク 上記アからキまでのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

(5) 入札の辞退

入札参加予定者が、入札を辞退するときは入札辞退届（様式10号）を、2025年（令和7年）5月15日（木）午後5時までに提出すること。

(6) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

(7) 入札保証金

免除（福山市契約規則第25条第1項第2号）

(8) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の落札価格をもって申込みをした者について、後日、入札参加資格審査を行い、有効な入札書を提出したと判断されたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (5) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
- (6) 最低制限価格は設定しない。

8 その他

(1) 入札に当たっての注意事項

ア 本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。また、本入札において、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に洩らしてはならない。

なお、本市が貸与した文書は返却すること。

イ 本入札に要する費用は、入札者が負担する。

ウ 本入札に関し本市へ提出された資料は返却しない。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 守秘義務要件

本業務に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。また、関係資料の滅失又は、き損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。

(3) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。